

お客様各位

「Go Toトラベル事業」への参画について(ご案内)

**マリックス ライン株式会社**

平素より弊社船をご利用頂き、誠に有難うございます。

この度、弊社は、観光庁が、2020 年 7 月 22 日(水)から実施している「Go Toトラベル事業」に参画することになりました。まだ未確定な部分が多数ございますが、現在、判明している内容を下記の通り、ご案内申し上げますので、ご確認の上、ご利用願います。

また、本事業の内容は、今後も変更が生じる場合もありますので、Go To トラベル旅行者向け公式サイト(<https://goto.jata-net.or.jp/>)も合わせてご確認されることを推奨致します。

尚、本日現在の弊社本事業への参画は、下記の通りですが、旅行代理店経由のご予約、および旅行代理店企画実施のツアーについての本事業に係る問い合わせは、お申込み頂いた旅行代理店へお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

**★Go Toトラベル事業の概要**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域の再活性化を目的に、国が一定期間に限定して、宿泊代金や旅行代金を支援する事業です。
- ・事業期間中、対象の旅行商品の旅行代金の 50%相当(\* 35%相当の旅行代金支援と 15%相当の現地で使える地域共通クーポン配布)が支援される政策です。
- ・支援額の上限は、お一人様 1 泊あたり 20,000 円(\* 14,000 円の旅行代金支援と 6,000 円の地域共通クーポン配布)です。
  - ② 地域共通クーポンは、2020 年 9 月 1 日以降、Go Toトラベル事務局の準備が整い次第、配布予定とされています。
  - ② 当面の間、東京都に居住する方の旅行は、支援対象外です。

**★Go Toトラベル事業のご利用に当たっての遵守事項**

Go Toトラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。尚、お約束、ご協力いただけない場合には、Go Toトラベル事業の利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。

- ① 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、ご旅行はお控えください。また、接触確認アプリのご利用をお願いします。
- ② 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。3 密が発生する場や施設等は回

避け、声を出すような行為もご遠慮ください。

③宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件です。宿泊施設等の従業員の指示に必ず従ってください。

④若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。

※別添の「★Go Toトラベル事業のご利用に当たっての遵守事項」PDFをご参照下さい。

## 記

### (1)宿泊事業者(\* 宿泊に準ずるものとして“夜行フェリー”)としての参画内容

#### ●対象期間

2020年7月22日(水)乗船～2021年2月1日(月)下船〔\* 当面〕

※終了日は今後変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金給付が一時的に停止することがあります。

#### ●対象品

対象区間の乗船券引換券、自動車航送券引換券

#### ●対象区間

|   | 区間        | 運航ダイヤ                                  |
|---|-----------|----------------------------------------|
| 1 | 鹿児島～奄美大島  | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒奄美大島[名瀬港](翌日 5:00)   |
|   |           | 奄美大島[名瀬港](21:20)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)   |
| 2 | 鹿児島～徳之島   | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒徳之島[亀徳新港](翌日 9:10)   |
|   |           | 徳之島[亀徳新港](17:00)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)   |
| 3 | 鹿児島～沖永良部島 | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒沖永良部島[和泊港](翌日 11:30) |
|   |           | 沖永良部島[和泊港](14:40)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)  |
| 4 | 鹿児島～与論島   | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒与論島[与論港](翌日 13:40)   |
|   |           | 与論島[与論港](12:10)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)    |
| 5 | 鹿児島～本部    | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒沖縄本島[本部港](翌日 16:40)  |
|   |           | 沖縄本島[本部港]( 9:20)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)   |
| 6 | 鹿児島～那覇    | 鹿児島[鹿児島新港](18:00)⇒沖縄本島[那覇港](翌日 19:00)  |
|   |           | 沖縄本島[那覇港]( 7:00)⇒鹿児島[鹿児島新港](翌日 8:30)   |

## ●参加条件

- ・旅行代理店で予約購入の際、本人確認が必要となります。
- ・乗船港における乗船手続きの際、本人確認が必要となりますので、Go To トラベル事業の支援を受けているお客様は、その旨お申し出頂き、本人確認を受けて頂くことになります。

### ＜本人確認に必要な書類＞

- 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び住所が確認できる書類  
(例) マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障がい者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等
- 上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。
  - ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等
  - ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

なお、①、②の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人 確認書類(運転免許証、旅券等)を提示いただきます。書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することといたします。また、宿泊客から必要な書類が提出されない場合には、Go To トラベル事務局に対し連絡することとなります。また、東京都に居住する者の旅行について、Go To トラベル事業の開始が延期となったことに伴い、旅行者の居住地の確認が必要となったことから、旅行者に東京都に居住する者が含まれることが明らかになった場合は、返還請求の対象となります。

## ●支援が適用されるタイミング

- ・本事業へ登録している旅行代理店において、弊社運航便のご予約、および乗船券引換券、自動車航送券引換券の代金をお支払いする際に、その旅行代理店に割当てられた給付割当額内で適用することになります。詳しくは、お申込み旅行代理店へお問い合わせ願います。(\* 乗船港窓口でのお支払い、また、船内における等級変更分のお支払い時には適用不可です)。

※以下①、および②または③の条件を満たすものについては、旅行後に支援分の還付を申請することができます(\* 事後還付手続き期間：2020年8月14日(金)～同年9月14日(月)までに申請が必要)。詳細は「Go To トラベル(旅行者向け公式サイト)<https://goto.jata-net.or.jp>」の「事後還付手続きのご案内」をご参照下さい。

- ① 2020年7月22日(水)以降に開始し、8月31日(月)までに終了する旅行であること(9月1日(火)チェックアウト分まで)

\* 7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないもの(\* 例えば、パッケージツアー等)は、7月22日(水)以降に相当する旅行代金も含めて還付の対象外となります(\* 8月31日(月)をまたぐ期間の旅行についても同様)

②旅行者を通じた予約で、旅行前に支払った(\*乗船券引換券、自動車航送券引換券を予約購入した場合)

- (1)Go Toトラベル参画事業者として登録を受けた旅行者から購入したものであること。
- (2)宿泊を伴う旅行の場合、Go Toトラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること。

③乗船港窓口で直接支払った場合(\*乗船券、自動車航送券を購入した場合)

★2020年7月22日～8月31日までの乗船

- ・旅行代理店で引換券を購入されたお客様:お申込み頂いた旅行代理店へお問い合わせ下さい。
- ・港窓口で乗船手続き時にお支払いお客様:「領収証」「乗船証明書」を発行しますので、乗船港窓口へお問い合わせ下さい。

[乗船港窓口]

|      | 電話番号                  |          | 電話番号                  |
|------|-----------------------|----------|-----------------------|
| 鹿児島  | TEL(099)225-1554      | 沖永良部島    | TEL(0997)92-1126      |
| 奄美大島 | TEL(0997)52-5151      | 与論島      | TEL(0997)97-3151      |
|      | TEL(0997)53-3112      | 沖縄本島(本部) | TEL(0980)51-6630      |
| 徳之島  | TEL(0997)82-1885、1221 | 沖縄本島(那覇) | TEL(098)868-9598、9098 |

※還付申請方法や還付額等については、以下の通りですが、詳細はGo Toトラベル事務局還付申請係へ直接お問い合わせ下さい。

※還付申請方法等について、弊社ではお答え致しかねますので、ご了承下さい。

※各書類の再発行は致しかねますので、紛失にはくれぐれもご注意下さい。

※上記書類の発行が還付金受取を保証するものではありませんので、ご了承下さい。

＜旅行者が事務局に提出する書類＞

- ① 事後還付申請書(様式第1号)
- ② 支払内訳がわかる書類(支払内訳が記載された領収証、支払内訳書等)※コピー可
- ③ 宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの)
- ④ 口座確認書(旅行者用)(様式第2号)
- ⑤ 口座番号が確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- ⑥ 代表者の住所が確認できる書類(免許証の写し、健康保険証の写し等)
- ⑦ 同行者居住地証明書(様式第21号)

※ ①・④は、Go Toトラベル事業公式サイトから入手(ダウンロード)し、必要事項をご記入ください。

※ ②と③は、お泊りになった宿泊施設に発行を依頼してください。②は現地にて追加でお支払い頂いた料金や諸税については、還付の対象外となりますので、含まれている場合は、それらが明示されていることが必要です。なお、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。

※ ③は、氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。

※ ④は、原則旅行者ご本人名義の口座であることが必要です。(旅行者が複数の場合は、代表者の口座をご登録ください。)

※ ①～⑥は、原則旅行者ご本人のお名前であることが必要です。ただし、法人名義で②を発行した場合、旅行者ご本人と当該法人を紐づけることができる書類(社員証等)を提出してください。

※ 旅行者は還付手続に際して、事務局が旅行者に代わり一時的に給付金相当額を受け取ることを承諾することになります。

【還付申請期間】ご自身で「Go To トラベル事業事務局」に 2020 年 8 月 14 日(金)から 2020 年 9 月 14 日(月)までに還付申請を行って下さい。

※還付には申請から 2 か月程度要するとされています。

【申請書類入手方法】公式サイトより取得して下さい。

Go To トラベル事業(旅行者向け公式サイト): <https://goto.jata-net.or.jp/>

【申請書類の送付先】

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 2414 西新橋一丁目ビル6階

Go To トラベル事務局 還付申請係 宛

※9 月 14 日消印有効

※送料は発信者負担になるとされています。

※郵送方法は配達状況が確認できる方法で送付することをお勧め致します。

※宿泊施設名(都道府県)は、鹿児島県です。

【お問い合わせ先】 Go To トラベル事務局コールセンター

TEL:0570-002-442 (受付時間:10 時～19 時 ※年中無休)

TEL:03-6636-9457 (受付時間:10 時～19 時 ※年中無休)

#### ★2020 年 9 月 1 日以降の乗船

・弊社では、旅行代理店でご予約頂き、引換券を購入する場合に限り、本事業の支援対象となりますので、詳細は、ご予約お申込み頂く本事業に参画している旅行代理店へお問い合わせ下さい。

・弊社予約センター、海運代理店でのご予約、港窓口でのお支払いにつきましては、本事業の支援対象外となります。

※ご予約のお申込み、変更、取消し等は、全て旅行代理店へご連絡頂くことになります。

※旅行代理店では、運賃等の他、所定の取扱手数料(\* 旅行業務取扱料金等)が発生し、お客様ご負担となります。

## ●支援対象

- ・旅客運賃(割引運賃含む)、燃料油価格変動調整金

※大人(中学生以上)、小児(小学生)、

- ・自動車航送運賃

※基本的に、普通車・軽自動車ともに乗用車タイプ(\*分類番号:3・5ナンバー)の自家用車が対象です。

※自動車航送について、無人車航送は、支援対象外です。

※旅客、有人車に係る各種料金(\*寝台料金、洋室料金、船室貸切料金、車幅割増料金)および有人車運転手の等級差額、受託手荷物運賃、特殊手荷物運賃、ペット室使用料金は、旅行代理店での取扱が不可です。ので、支援対象にはなりません。

## ●備考

- ・当面の間、東京都に居住する方の旅行は Go Toトラベル事業の支援対象外です。
- ・給付金申請のために、ご予約時に取得したお客様の個人情報は Go Toトラベル事務局及び国へ提出することになりますので、予めご了承下さい。
- ・事業詳細は、Go Toトラベル事務局へお問い合わせ下さい。



0570-002-442

受付時間: 10:00～19:00 年中無休

IP 電話等からの  
お問い合わせ先

03-3548-0520

受付時間: 10:00～17:00 土日祝・年末年始休み

## (2)旅行者としての参画内容

### ●対象期間

2020年7月22日(水)出発～2021年1月31日(日)帰着〔＊当面〕

※終了日は今後変更になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金の給付が一時的に停止することがあります。

※給付金予算が上限に達し次第、支援額での販売は終了となります。予めご了承下さい。

### ●対象品

以下コースのうち、宿泊先として以下「Go Toトラベル事業対象宿泊施設」を利用する場合に対象となります。

《コース》

- ・マイランド奄美 4、6 日間
- ・マイランド徳之島 4、6 日間
- ・マイランド沖永良部 4、6 日間
- ・マイランド与論 4、6 日間、与論島合宿プラン 6 日間
- ・マイランド沖縄 6 日間

《Go Toトラベル事業対象宿泊施設》

|    | 島     | 宿泊先               | 参画状況    |         |  |
|----|-------|-------------------|---------|---------|--|
|    |       |                   | 8/11 現在 | 8/31 現在 |  |
| 1  | 奄美大島  | 奄美リゾートばしゃ山村       | ○       | ○       |  |
| 2  |       | プチリゾート ネイティブシー奄美  | ○       | ○       |  |
| 3  |       | ライブストイン奄美         | ○       | ○       |  |
| 4  |       | ホテル ウェストコート奄美     | ○       | ○       |  |
| 5  |       | ホテル ウェストコート奄美Ⅱ    | ○       | ○       |  |
| 6  |       | ホテル ニュー奄美         | ○       | ○       |  |
| 7  |       | ホテル ビッグマリン奄美      | ○       | ○       |  |
| 8  |       | 奄美ポートタワーホテル       | ○       | ○       |  |
| 9  | 徳之島   | ホテル グランドオーシャンリゾート | —       | ○       |  |
| 10 |       | ホテル サンセットリゾート     | ○       | ○       |  |
| 11 |       | ホテル・レクストン徳之島      | ○       | ○       |  |
| 12 |       | ホテル ニューにしだ        | ○       | ○       |  |
| 13 |       | 民宿 金見荘            | —       | —       |  |
| 14 | 沖永良部島 | おきえらぶフローラルホテル     | ○       | ○       |  |
| 15 |       | コチンダホテル           | ○       | ○       |  |
| 16 |       | 観光ホテル 東           | ○       | ○       |  |
| 17 |       | ホテル シーワールド        | ○       | ○       |  |
| 18 | 与論島   | プリシアリゾート ヨロン      | ○       | ○       |  |
| 19 |       | 星砂荘               | —       | —       |  |
| 20 |       | 南風荘               | —       | —       |  |
| 21 |       | ヨロンビーチランド ロッジ     | —       | —       |  |

|    |      |            |   |   |  |
|----|------|------------|---|---|--|
| 22 | 沖縄本島 | マリニピアザオキナワ | ○ | ○ |  |
| 23 |      | ネストホテル那覇   | ○ | ○ |  |

## ●参加条件

- ・出発地の鹿児島新港における乗船手続きの際、本人確認が必要となります。

### ＜本人確認に必要な書類＞

- 1点で本人確認書類として認められるもの:1枚で氏名及び住所が確認できる書類  
(例) マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、  
特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障がい者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等
- 上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。
  - ① 健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等
  - ② 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

尚、①、②の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人 確認書類(運転免許証、旅券等)を提示いただきます。書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することといたします。また、宿泊客から必要な書類が提出されない場合には、Go To トラベル事務局に対し連絡することとなります。また、東京都に居住する者の旅行について、Go To トラベル事業の開始が延期となったことに伴い、旅行者の居住地の確認が必要となったことから、旅行者に東京都に居住する者が含まれることが明らかになった場合は、返還請求の対象となります。

## ●適用タイミング

- ・本事業へ登録している旅行代理店において、ご予約、お支払する際に、その旅行代理店に割当てられた給付割当額内で適用することになります。詳しくは、お申込み旅行代理店へお問い合わせ願います。
- ・弊社へ直接お申込みの場合、弊社の給付割当額内で適用し、支援額を反映した旅行代金でご利用頂けます。

※以下①～②の2つの条件のいずれも満たすものについては、旅行後に支援分の還付を申請することができます(\* 事後還付手続き期間:2020年8月14日(金)～同年9月14日(月)までに申請が必要)。お申し込みの旅行代理店へお問い合わせ下さい(\*「Go To トラベル(旅行者向け公式サイト)<https://goto.jata-net.or.jp>」の「事後還付手続きのご案内」もご参照下さい)。

- ①2020年7月22日(水)以降に開始し、8月31日(月)までに終了する旅行であること(9月1日(火)チェックアウト分まで)

\*7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないものは、7月22日(水)以降に相当する旅行代金も含めて還付の対象外となります(\*8月31日(月)をまたぐ期間の旅行についても同様)

- ②旅行者を通じた予約、購入であること。

(1)Go Toトラベル参画事業者として登録を受けた旅行者から購入したものであること。

(2)宿泊先が、Go Toトラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること。

●支援対象

・旅行代金

\* 旅行代金に含まれないもの「船内における等級変更分、燃料油価格変動調整金、旅行代金に含まれない食事代、観光施設入場料」等は対象になりません。

●備考

- ・当面の間、東京都に居住する方の旅行は Go Toトラベル事業の支援対象外です。
- ・給付金申請のために、ご予約時に取得したお客様の個人情報は Go Toトラベル事務局及び国へ提出することになりますので、予めご了承下さい。
- ・事業詳細は、Go Toトラベル事務局へお問い合わせ下さい。



0570-002-442

受付時間: 10:00～19:00 年中無休

IP 電話等からの  
お問い合わせ先

03-3548-0520

受付時間: 10:00～17:00 土日祝・年末年始休み

以上